

長岡市監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年7月10日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山広司

監査の結果に基づく措置

監査の種類	定期監査
監査の対象	都市施設整備課
監査の期間	令和7年3月5日から3月7日まで
監査の結果	<p>《意見》 都市公園植栽管理業務委託契約における再委託の基準について</p> <p>再委託に係る審査を適正に行うためには、再委託の妥当性について明確な基準が求められる。</p> <p>委託契約の適切な管理を行うため、契約を所管する課に再委託に係る基本的な考え方を確認した上で、再委託に係る基準の整備を検討されたい。</p>
措置状況	<p>都市公園をはじめとした市内における緑の環境の管理、維持については、人口減少、人手不足など、昨今の社会問題から厳しい状況となっております。そのような状況から更に効率的な公園等の維持管理業務の検討が急務であると同時に、その執行においては、明確な基準を整備し、その業務執行体制の一層の透明性が求められます。</p> <p>この状況も踏まえ、今後の都市公園植栽管理業務委託については、次の内容について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基準の整備にあたり、改めて、各委託業務内容を精査し、委託する公園数と発注件数の検討を行います。また、検討にあたり、必要に応じて業務にあたる造園業者などから業務執行体制などの現状把握も行います。・ 上記内容を踏まえ、再委託に係る基本的な考え方について、契約を所管する担当課に確認を行い、再委託の基準を明確にします。 <p>なお、再委託の基準の整備については、令和7年度については、既に管理業務が始まっているため、令和8年度からの実施となるよう検討します。</p>